

神功紀外交記事の基礎的考察

Basic Consideration of the Empress Zingu Period Diplomatic Article

仁藤敦史

NITO Atsushi

はじめに

① 神功紀外交記事の研究史と課題

② 広開土王碑文の史料批判

③ 神功紀外交記事の検討

おわりに

【論文要旨】

「大和朝廷の任那支配」の歴史的根拠として長い間扱われてきた『日本書紀』神功紀四十九年三月条の「加羅七国平定記事」は、百済三書の客観性と広開土王碑文への信頼性により支持されてきた。しかしながら、いずれの根拠も薄弱であることを研究史および基礎史料の再検討により明らかにした。

「百済記」における百済側の主張は、「百済本記」にしばしば回顧されているように、加羅に対して影響力を有するようになった起源伝承として記録されたものである。「百済記」由来の肖古王代の史実、甲子（三六四）年七月以来の百済と卓淳国との交渉記事と、それに続く百済への卓淳国と倭人の来朝と斯摩（麻）宿禰＝職麻那那加比跪の遣使・報使の記載のみであり、以後にみえる百済の久豆と倭の千熊長彦の頻繁な往来についての三年分ほどの記事は造作であった。さらには、神功紀四十九年三月条にみえる倭国と百済の「盟約」を前提とした七支刀が百済から贈られた記述のみであった。金石文の年代を重視すれば、三六九年が本来の百済と倭国の通交開始年代と考えられる。一方、「百済記」由来の毗有王代の史実としては四二九年に百済の将木羅斤資が倭の沙沙奴跪とともに、卓淳国に集結して新羅・加羅を討ったこと、四四二年、倭が沙至比跪を派遣して加羅を討ったこと、百済の木羅斤資は加羅の乞師により沙至比跪らの倭兵を討ったことなどが確認される。百済が主導し倭国も参加した加羅・新羅に対する軍事行動が、加羅に対する倭国の軍事行動の起源としてわざわざ干支三運下げた神功紀に記載されたと推測される。

以上によれば、「加羅七国平定記事」は毗有王代の史実が、増幅されて『日本書紀』編者により神功紀の伝承として記載されたものと考えられ、肖古王代の己巳（三六九）年に倭王が新羅討伐の軍を出したことは否定される。

【キーワード】 神功紀, 加羅七国, 任那日本府, 百済記, 千熊長彦, 肖古王

はじめに

『日本書紀』神功紀四十九年三月条には「因以平定比自倭・南加羅・喙国・安羅・多羅・卓淳・加羅七国」という加羅七国平定記事が掲載されている。大王の直轄領が朝鮮半島の加耶地域に存在したとする「大和朝廷の任那支配」の歴史的根拠として、長い間、当該条は扱われてきた。この神功紀四十九（二四九）年条本文の解釈については、本来『日本書紀』の外交史料として採用された「百濟記」の原文に存在した己巳（三六九）年の年紀を二四九年へ百二十年古くさかのぼらせたものとする見解が古くからの通説であり⁽¹⁾、四世紀の史実として理解できる可能性が指摘されてきた。以下では、こうした通説的見解の当否について基礎的検討をおこなう。

①……………神功紀外交記事の研究史と課題

【津田左右吉説】

神功紀の外交記事についての学史的検討については、すでに山尾幸久によるすぐれたまとめがあり、また神功紀外交記事の原史料である「百濟記」などの百濟三書の成立については、すでに拙稿で検討したことがあり⁽²⁾、これらに依拠しながら以下で検討を加えたい。

古くは戦前において津田左右吉と池内宏により神功紀が議論されている。厳密な史料批判を前提とする研究は津田左右吉によりはじまる⁽³⁾。彼は、「神功皇后の三韓征伐」が史実として信じられた時代に、加羅七国平定記事は継体朝頃の史実を記した「百濟本記」の記述に対応して任那支配の起源を構想して述作したものと位置付けた。神功紀の外交記事は、その材料は百濟の記録から取られたものだが、日本の修史家によって構想せられものに過ぎないとし、肖古王が甲子の年に初めて日本に交渉を開いたとすることのみを史実として重視する⁽⁴⁾。

このように神功紀の外交記事の大枠を否定しながら、「広開土王の碑文に記されてゐることにも、いくらかの誇張はあるであろうが、他の方面に関する記載から類推しても、大勢を知るに支障があるほどのことではないと考へられる」として、この碑文への信頼性を重視し大胆な推測を加える⁽⁵⁾。

すなわち、「四世紀の最終の十年間に我が軍が大に新羅を威圧していたことが知られる」ので、これ以前にわが国と衝突していたからと考え、「新羅の圧迫」について「歴史的事実の明白に知られる時代となつてからの新羅との衝突は、みな加羅に置かれた任那日本府の勢力の維持のためであった」から「どうしても衝突の原因が加羅になければならぬ」として、衝突以前に「我が国が加羅を保護」していたという事実を推測する⁽⁶⁾。その時期は、「新に新羅を破り加羅を保護して韓地の一角に勢力を樹てた我が国に対して交を通じ、何等かの援助を得ようとしたのであろう」との推測により、「新羅に対する出兵は百濟の帰服よりは前から行はれていたらしい」ので、「百濟が我が国の保護を得ようとしていた」肖古王の時よりも以前、具体的には肖古王が没する三七五年、さらに限定するならば肖古王が初めて日本に交渉を開いた甲子（三六四）年以前の推定が導かれる⁽⁷⁾。

神功紀の外交記事について津田は、肖古王が甲子の年に初めて日本に交渉を開いたとすることのみを認定しているが、そこから離れて広開土王碑文への史料的信頼と、その「深読み」すなわち「過

剰な解釈」により、それより以前の倭国の動向として、新羅との衝突以前に加羅を「保護」していたこと（「任那日本府」の維持）、新羅との衝突は加羅の勢力を維持するためであったこと、百済との交渉は倭国に「保護」を求めたものと解釈する。しかしながら、これらの点は神功紀の外交記事に対する執拗な史料批判に比較して、素朴な思いこみが強く、なんら証明がされていない。倭国による加羅の「保護」、すなわち「任那日本府」の存在は、自明なこととして議論されていると言わざるを得ない。⁽⁸⁾津田説の特徴として広開土王碑（新羅圧服の史実）への信頼と『日本書紀』（架空の構想）への批判を議論として明確に分離した点が指摘できる。

【池内宏説】

池内宏『日本上代史の一研究』も同様に「書紀および古事記の記載は、たやすく信用をおきうるものでなく、これにたいして周到なる批判をほどこす必要がある」とするが、広開土王碑に対しては史料的な信頼を置く立場をとる。⁽⁹⁾辛卯年の「百残・新羅旧是属民，由来朝貢，而倭以辛卯年来渡海，破百残□□新羅，以為臣民」とある記事を素朴な事実として認定し、「わが国の勢力が朝鮮半島の南半に国する百済・新羅らにおよんでいたことは疑うべくもない」と解釈する。⁽¹⁰⁾そして、「百済記」という書は、百済で編纂された通史であり、「だいたい確かな事実を伝えた古記であるとみておいてよさそうである」と論じ、⁽¹¹⁾神功紀の解釈について、津田説が継体・欽明期における百済の記録（肖古王が甲子の年に初めて日本に交渉を開いたという記事）を基礎にして作られた昔物語とするのに対して、甲子年・丁卯年・己巳年という「百済記」に由来する干支の記載を尊重して、百済王と倭王の交渉、百済王が倭王に帰服、倭王が新羅討伐の軍を出したことの三条を「百済記」の記載と認定した。「書紀の神功皇后四十六年条には、百済来服の事情をといた記事があるが、これは書紀の朝鮮関係の記事のうち、朝鮮側の古記録百済記の利用せられている点において、だいたい歴史的事実を伝えたものと認めることのできる上限である」として、⁽¹²⁾神功紀の骨子を認める立場を採用する。そして、

甲子の年（西紀三六四）に少しく先立つ西紀第四世紀の中ごろ、わが大和朝廷の勢力は、すでに半島南部の加羅諸国におよんでいたのみならず、そのころこれらの諸小国をたすけて、当時ようやく勃興の勢を示した新羅にたいしてある打撃をあたえたことがあり、それがさらに百済をして自国の利益のためにわが国に通聘せしめるようになったのであろう。換言すれば百済来服の事実は、それに先だって、ある新羅征伐のあったであろうことを推測せしめるものである。⁽¹³⁾との結論を導く。

すなわち、「広開土王碑」の記載は信頼でき、辛卯年以前から百済・新羅に倭国の勢力が及んでいたこと、百済三書は百済で編纂された古記録・史籍で、引用は原則として原文のままであり、干支の記載は信用できること、したがって干支の記載がある甲子（三六四）年の百済王と倭王の交渉、丁卯（三六七）年の百済王の倭王への帰服、己巳（三六九）年の倭王が新羅討伐の軍を出したことを史実として認定する。七国平定は史実でないとするが、「わが国の出兵の本来の目的が、新羅の圧迫にたいして加羅を保護するにあった」として倭国が新羅に対して討伐の軍を出したことを認め⁽¹⁴⁾ているのである。

津田説との大きな違いは、壬午（三八二）年における襲津彦による新羅征討記事を信頼し、「我

が国は広開土王の即位の九年前には、既に新羅に対して圧迫を加へていたのである」として史実性を認める点で、⁽¹⁵⁾これに対して津田は「木羅斤資の話がある百濟記（神功紀六十二年の条引用）の壬午も、原書では442 A.D.のそれであつたかも知れぬ」として、さらに六十年後の可能性を指摘し、⁽¹⁶⁾同時代性を疑っている。干支により史実性を判断する方法は「史記や遺事に某王の何年とあつても、実際そうであつたかどうかはなほだ覚束ないのであつて、到底信用を置くことはできないのである」⁽¹⁷⁾とも論じられているように、確實ではないことになる。「百濟記」を十分な検証なしに百濟で編纂された古記録・史籍と位置付け、干支を記した原文的な記事として信頼し、そのまま客観性を有する系統的な史実と評価した点が現在の研究状況からすれば問題であつたといえる。

【末松保和説】

末松保和『任那興亡史』は、「百濟記」由来の干支を信頼した池内説を継承発展させたものである。末松説は、津田・池内両氏によりある程度まで尽くされた「否定的批判」のうえに、「肯定的批判」を前進させたものと自身が評価しているように、「百濟記」の記載を基本的に尊重する立場をとる。⁽¹⁸⁾ここでも、高句麗「広開土王碑」の記載により、辛卯（三九一）年における倭の渡海の事実を認定し、そこから倭王と百濟王の関係はそれよりもさかのぼるとして、「己巳年の史実（倭国による加耶七国平定）」の認定に至る。丙寅（三六六）年から壬申（三七二）年に至る神功紀（四六年条から五二年条）の七年間の記事は、互いに前後相うけて、切りはなち得ない連続的な一団の記事であり、その中で己巳（三六九）年の記事が、中心をなしているとする。その真偽の判定方法は、百濟の古史とされた「百濟記」に根拠を持つ記事を探すもので「採り用ふべき史実の存在」を見いだしている。このような方法により、

丙寅年即ち三六六年、日本は、韓地に派遣した使者によつて、百濟に日本遣使の意図あることを知つたのみならず、その使者の従者は、実地に百濟にいたり、その意図を確かめ得た。その翌年（丁卯＝三六七年）、百濟の最初の日本遣使は実現した。その遣使の主旨は、珍宝の貢上にはあらず、実は日本の出兵を請はんとするものであつたと考えられる。日本はそれに応じて、一年おいた己巳＝三六九年に至つて大兵を出した。その出兵の目的は、第一、東方に於て新羅を討ち、第二、西方に於ても示威することであつた。新羅を討つといふことは、具体的にいへば、新羅の服属を直接に請求することよりも、未だ新羅に併されてゐない加羅の諸国をして、日本に帰依せしめること、換言すれば、新羅の発展を現状でとどめることに意義があつたと解される。

という史実を認定した。⁽¹⁹⁾

戦後の通説の大枠は、池内説を継承発展させたもので、広開土王碑にみえる辛卯年の倭の渡海記事への信頼と、その前提として三六九年の倭による大規模な新羅への画期的出兵（倭国による加耶七国平定）という「己巳年の史実」認定を骨格とする。⁽²⁰⁾その背景には、池内宏説と同様に百濟三書は百濟の古史であり、さしたる史料批判なしに肯定的な評価がなされていることが指摘できる。この倭による出兵と「任那」成立の想定が、現在における「任那日本府」説の大前提となっている。すなわち、百濟からの要請による三六九年の画期的出兵により、「任那加羅を中心とする諸韓国の直接的支配体系」だけでなく、「外郭に間接支配の百濟・新羅を不庸せしめ、任那・百濟・新羅の

三者合一して、以て高句麗に対する」広大な支配機構が成立したと評価するものである。⁽²¹⁾

【三品彰英説】

つぎに三品彰英『日本書紀朝鮮関係記事考証』上では、従来百済三書が漠然と百済の古記録・史籍と考えられていた点について、百済三書は、六世紀中ごろの百済で語られていた伝説的な歴史で、そのような伝説は書紀編者が造作する筈もないことから、その史実性が承認されたとした。

神功紀の加羅七国平定の話は、百済聖明王代の現実に立って叙述せられた古き代の伝説史であると考えてもよからう。そしてそのような伝説は、書紀の撰者が造作する筈もないことで、当然百済側の史伝、恐らくは『百済記』や『百済本記』の類が、聖明王代の現実を踏まえて叙述した所伝であろう。⁽²²⁾

書紀編者の造作ではない百済系史料であることから内容には客観性があり、「加羅七国平定の記事」は、潤色を除けばそれに近い史実を認めることができると論じる。

日本軍の加羅方面をはじめ、新羅・百済への進駐は、かの広開土王碑の語るところによっても明らかであり、当時加羅方面では安羅が有力な拠点であった。神功紀四十九年を干支修正して三六九年とすれば、四世紀後葉には日本の加羅経営が開始されており、その時いわゆる加羅七国の範囲を含んでいたとしても過大な推断ではなかろう。その意味において、神功紀四十九年の七国平定の記事は、後代からの潤色された書き振りを取り去って、しかもそこに、それに近い史実を認めることが出来るであろう。⁽²³⁾

百済三書が六世紀中ごろの百済で語られていた伝説的な歴史として位置付け、威徳王薨去の五九八（推古六）年までに撰述され、日本へ呈上されたと推測する。「百済記」よりも「百済本記」が新しく、「百済記」の続編として撰述されたとする。

「百済記」については、神功紀と応神紀の対朝鮮関係記事のうち、史料的に信憑度の高い部分はほとんど本書に依拠したと推定されるので、その内容は加羅諸国及び南韓地域に対する百済の特殊権益を主張したものであることから、六世紀の聖明王代の理想を、過去の肖古王代に投影したもので、貴国すなわち日本に対して百済が主張する歴史的根拠として欽明期から推古期にかけての日本を意識して撰述されたとする。

三品説は、百済史料の利用の仕方を三区区分し、巻毎の利用態度の分析に道を開いた点、さらにそれまで一括して扱われていた三書を区別し、百済と日本との関係を主題とした特殊史的なものの立場から、「百済記」編纂の背景を論じた点が大きく評価される。

しかしながら、すでに拙稿で指摘したように⁽²⁴⁾、少なくとも「日本」の用字の使用時期を古くにさかのぼらせることは無理があり、早くとも七世紀後半以降の記載としなければならず、『日本書紀』による改変や潤色あるいは、百済系遺民による編纂献上を想定する以外に合理的説明はできないと思われる。また、六世紀の聖明王代の理想を、過去の肖古王代に投影したものと正しい理解を示されながら、同時代史である「百済本記」よりも、理想像の「百済記」の成立が古いとされる点は納得しにくい点である。

ここでも、「加羅七国平定記事」の史実性は、大きく言えば、古い百済系史料であることによる書紀の造作を受けにくい客観性と、「広開土王碑文」に対する信頼の二点から論じられている。

【通説的理解に対する問題点】

ここまで、神功紀外交記事みえる「加羅七国平定記事」に関して諸説を検討してきたが、「加羅七国平定記事」に限定するならば、津田左右吉・池内宏説は否定的評価を下していた。これに対して、末松保和・三品彰英説は肯定的な評価をくだしている。この違いは、「百濟記」に対する評価の違いであり、『日本書紀』編者の造作・潤色の程度をどの程度に考えるかによっている。しかしながら、津田左右吉・池内宏説においても、広開土王碑（新羅圧服の史実）への信頼はゆるがないもので、倭国による加羅の「保護」、すなわち「任那日本府」の存在は、あくまで自明なこととして議論されている。

考古学においても、朝鮮半島南部における軍事活動を前提とする議論が多いが、基本的には末松保和『任那興亡史』における「大和朝廷の任那支配」の結論を前提にしていると言わざるを得ない。たとえば、考古学者の小林行雄は「古墳文化の形成」において、「日本の軍事力が朝鮮半島の南部におよぶにいたった四世紀末以降は、異国の器物は異国の文化との結びつきにおいて憧憬的となり、畿内の大王も地方首長も、ともに協力してその確保に奔走した」と論じ、「地方首長がこの種の武器を入手しえた事情は、畿内の大王への貢納品を間接に下賜せられたというほかに、かれ自身が中央の方針に協力して外地に遠征した機会におこなわれたという可能性も強いように思われる」と推測⁽²⁵⁾する。ここでは朝鮮半島系の遺物は、軍事的進出に対しての「下賜品」「戦利品」としての位置付けがなされている。地方豪族が朝鮮半島系遺物を古墳に副葬できるのは、出兵の負担によるヤマト王権からの「下賜品」「戦利品」という論理により説明されている。ヤマト王権が文物や技術を独占し、これを配下の豪族に配布していたとの想定が議論の前提に存在する。

このヤマト王権主導の出兵について、石母田正「古代史概説」は、「初期ヤマト王権の形成過程は、記紀の説話的記事以外に史料がなく、朝鮮出兵の最小限の前提である吉備・北九州にたいする支配権を獲得するにいたった過程」については、考古学の成果である「ヤマト王権と不可分の関係にある前方後円墳」および「その副葬品の一つである三角縁神獣鏡の各種同範鏡」の分布が、畿内を中心に全国に広がることを大きな根拠として⁽²⁶⁾いる。この論点は、明らかに小林行雄による古墳時代研究の成果に依拠⁽²⁷⁾しており、実証的には「循環論法」あるいは「もたれあい」の様相を示している。

加えて、ヤマト王権の王が「治天下大王」の超越的権威を獲得したのは、「朝鮮出兵」と「南鮮支配」が大きな契機であったと論じるが、これは明らかに末松保和『任那興亡史』における「大和朝廷の任那支配」の結論を援用したもので、前提としてのヤマト王権による国内統一過程や、文物・技術の独占という論点は、極論すれば「大和朝廷の任那支配」から導き出された想定を考古学によって解釈したにすぎないものである⁽²⁸⁾。

以上のように、四世紀から六世紀にかけての「大和朝廷による南部朝鮮支配」すなわち「ヤマト王権による任那支配」という「不動の事実」が、国家史に関する通説の全説明体系のカナメになっており、前方後円墳の分布と王権の支配範囲を同一視し、「記紀」が語るような全国統一過程と支配権確立を想定する大きな前提となっているのである⁽²⁹⁾。

こうした議論は、百濟三書の客観性と広開土王碑への信頼性という大きくは二つの史料を大きな論拠としているので、以下でこの二点を検討したい。

②……………広開土王碑文の史料批判

広開土王碑文は高句麗の広開土王（在位三九一～四一二）の功績を記念して、子の長寿王が四一四年に鴨緑江中流域北岸の通溝（現在の中国吉林省集安市）に建てた高さ六・四メートルの方柱碑である。⁽³⁰⁾ 碑文はおよそ一七七五字が四面に刻まれ、三つの段落から構成される。第一段では王家の由来と広開土王に至る系譜を掲げ、第二段では王一代の武勲を語り、第三段では「国岡上」にある歴代王陵の守墓人たち三三〇戸の出身地を詳細に記し、守墓人売買の禁令を記す。

近年の研究によれば、各段落は互いに連関し、神聖なる王の武勲により拡大された領土各地から徴発された守墓人の存在がさらに王家の権威を可視的に高めるといふ密接な関係を有し、この碑が単なる墓誌ではなく、守墓役制の維持強化のため、「法令宣布の媒体」たる「石刻文書」として立碑されたことが指摘されている。⁽³¹⁾ 第二段落の武勲記事には、不利な状況を記述した「前置文」を配することにより、王の親征による戦果を劇的に高める筆法が用いられており、倭は高句麗王の親征を必要とする不利な状況を惹起する、しばしば国境を侵す強大な敵として描かれているように、高句麗の立場での誇張に配慮しなければならない。⁽³²⁾ とりわけ、四一四年における長寿王による父王への勲績顕彰という立場からこの碑文は読み解くべきであり、新たに獲得した領土から徴発された守墓人の売買を禁止した点からさかのぼって、王の武勲記事が選択されており、すべての王の遠征記事が網羅された客観的な年代記でない点にも注意する必要がある。さらに、本来ならば百済が主に負うべき敵対国としての存在を、すべて倭に当てはめていることは、あくまでも高句麗主体の天下観を示しており、必要以上に倭のイメージに対する歪曲が大きいことを想定させる。「前置文」における強大な敵として倭を描いている点や倭が高句麗の「属民」たる百済・新羅を「臣民」としたことに重要な史料的価値は認められない。客観的な年代記としてこの碑文を解釈できないことは明らかである。

碑文の辛卯年(三九一)条の記載によれば、「倭は辛卯年を以て来り、(海)を渡りて百残を破り、(東)のかた新羅を□して、以て臣民と為せり」とあるように、倭はしばしば渡海して百残（百済の蔑称）を攻め、新羅を「臣民」としたという記述がある。倭が高句麗の「属民」であるべき百済・新羅を「臣民」としたことに重要な史料的価値を認めることはできないが、少なくとも高句麗の南下政策に百済が抵抗し、倭は百済の後ろ盾として朝鮮半島に度々派兵したことは疑いない。「属民」「朝貢」「奴客」などと同様に、「臣民」という誇張的表現は信用できないが、弥生時代以来、朝鮮半島南部との間で高品位の鉄素材を中心とした先進文物の供給を求めて交易がおこなわれ、継続的に人的交流がなされていたことは土器を含む倭系遺物の出土状況からも想定される。⁽³³⁾ 碑文にみえる「倭」がヤマト王権を背景とすることは疑いにくい。慎重な史料批判は必要であるが、『三国史記』の新羅本紀に五世紀末までしばしばみえる「倭人」との交戦記事も、そのすべてをヤマト王権とは無関係とし、加耶地域の住民や北九州の海賊などとする説には無理がある。

しかしながら、ヤマト王権を背景とした出兵については否定できないが、その内実は慎重に考慮する必要がある。少なくとも倭による積極的な出兵でなかったことは、三九九年、百残（百済）が倭と「和通」したとある記載から推測される。⁽³⁴⁾ この点は、後述する「百済本記」の記載や倭国に百済からの七支刀が存在することによっても確かめられる。

さらに出兵の内実もすでに指摘したことがあるように、⁽³⁵⁾ 磐井の乱以後に、筑紫の軍事拠点として那津官家が置かれると、九州の軍勢の従属度は高くなり、畿内豪族が筑紫の水軍や兵を率いる体制、あるいは中央派遣軍が主体となっていくが、以下の記載から明らかなように、それ以前には「対馬の営」を前進拠点とする少数の九州の軍士が中心であったと考えられる。

『三国史記』新羅本紀実聖尼師今七（408）年二月条

王聞倭人於対馬島置營，貯以兵革資糧，以謀襲我。

『日本書紀』雄略二十三年条

百済文斤王薨。天皇以昆支王五子中，第二末多王幼年聰明，勅喚内裏，親撫頭面，誠勅慰勲，使王其国。仍賜兵器，并遣筑紫国軍士五百人，衛送於国。是為東城王。しかも、彼らの動向は必ずしもヤマト王権の外交方針とは一致せず、時には雄略と対立した吉備臣弟君のように「跨_レ百済、勿_レ使_レ通於日本⁽³⁶⁾」という立場で活動した場合も存在した。独自に百済や加耶諸国と交渉する相対的な独立性を有していたと考えられ、百済とヤマト王権だけでない、加耶・新羅および筑紫・吉備などを含む相互に多元・流動的な外交・軍事・交易関係が想定される⁽³⁷⁾。

以上の検討によれば、広開土王碑文からは百済に主導された九州勢力を中心とする出兵の可能性は想定されるが、広開土王碑にみえる辛卯年の倭の渡海記事からは、「大和朝廷による南部朝鮮支配」すなわち「ヤマト王権による任那支配」という「不動の事実」を証明することはできないと考える。

③……………神功紀外交記事の検討

【神功紀外交記事の構想】

このように倭国による加羅の「保護」、すなわち「任那日本府」の存在を自明視してきた前提である「広開土王碑文」への素朴な信頼は、現在の史料批判の水準においては成り立たないことは明らかである。ここでは、もう一つの根拠とされた、古い百済系史料であることにより『日本書紀』の造作を受けにくいとされた客観性の問題について検討したい。

まず百済三書の性格については、『三国史記』『三国遺事』などの一般的歴史書とは大きく相違し、原文に記された「日本」号の使用や日本への迎合的記述などを根拠とすれば、八世紀初頭において、断絶した百済の王系ごとに百済遺民の出自や奉仕の根源を語るものとして編纂された可能性を指摘した⁽³⁸⁾。従来、「百済記」を十分な検証なしに百済で編纂された古記録・史籍と位置付け、干支を記した原文的な記事として信頼し、そのまま客観性を有する系統的な史書と評価した点は問題であったと考えられる。

以下では、神功紀の対外関係記事の基礎的検討を行いたい。「百済記」を基本とする神功紀の対外関係記事は以下のような構成となっている。

『日本書紀』神功紀四十六年三月乙亥朔条（丙寅三六六）

百済と卓淳国との交通

『日本書紀』神功紀四十七年四月（丁卯三六七）

百済と新羅の朝貢をめぐる争い—千熊長彦を新羅への使者

『日本書紀』神功紀四十九年三月条（己巳三六九）

加羅七国の平定と百済への割讓

『日本書紀』神功紀五十年二月条（庚午三七〇）

荒田別の帰還

『日本書紀』神功紀五十年五月条

千熊長彦の帰還

『日本書紀』神功紀五十一年三月条（辛未三七一）

百済の朝貢

『日本書紀』神功紀五十二年九月丙子条（壬申三七二）

七枝刀の献上

『日本書紀』神功紀六十二年条（壬午三八二）

襲津彦による新羅征討

神功紀は百済と卓淳国との交通を記した四六年条から百済王による七枝刀の献上を記した五十二年条までの七年間が一つの物語として位置付けられており、百済の倭に対する服属の起源を示す記事となっている。これに対して六十二年条は襲津彦による新羅征討記事である。

【神功紀四十九年条の分析】

神功紀の外交記事群のうち、「己巳年の史実」とされた倭国による加耶七国平定記事は四十九年三月条に見える⁽³⁹⁾。

『日本書紀』神功紀四十九年三月条

- 1 以_レ荒田別・鹿我別_ニ為_レ將軍_ト。則与_レ久氏等_共勒_レ兵而度之_ト、至_レ卓淳国_ニ、将_レ襲_レ新羅_ト。
- 2 時或曰、兵衆少之、不_レ可_レ破_レ新羅_ト。更復奉_レ上沙白・盖盧_ニ、請_レ増_レ軍士_ト。
- 3 即命_レ木羅斤資・沙沙奴跪_ニ。〈是二人不_レ知_レ其姓_ト人也。但木羅斤資者百済将也。〉領_レ精兵_ト与_レ沙白・盖盧_共遣之_ト。俱集_レ于卓淳_ニ、擊_レ新羅_ト而破_レ之_ト。
- 4 因以平_レ定比自怵・南加羅・喙国・安羅・多羅・卓淳・加羅七国_ト。
- 5 仍移_レ兵、西廻至_レ古爰津_ニ、屠_レ南蛮忧弥多礼_ト、以賜_レ百済_ト。
- 6 於_レ是其王肖古及王子貴須亦領_レ軍来会_ト。
- 7 時比利・辟中・布弥支・半古四邑自然降服_ト。
- 8 是以百済王父子及荒田別・木羅斤資等共会_レ意流村_ニ。〈今云_レ州流須祇_ト。〉相見欣感、厚礼送遣之_ト。
- 9 唯千熊長彦与_レ百済王_共、至_レ于百済国_ニ、登_レ辟支山_ニ盟之_ト。復登_レ古沙山_ニ、共居_レ磐石上_ニ。時百済王盟之曰、若敷_レ草為_レ坐、恐見_レ火烧_ト。且取_レ木為_レ坐、恐為_レ水流_ト。故居_レ磐石_ニ而盟者示_レ長遠之不_レ朽者也。是以自_レ今以後、千秋万歳、無_レ絶無_レ窮、常称_レ西蕃_ト、春秋朝貢_ト。
- 10 則将_レ千熊長彦_至都下_ニ、厚加_レ礼遇_ト。亦副_レ久氏等_而送之_ト。

当該条の『日本書紀』における紀年は二四九年に相当するが、本来は百二十年（修正三六九年）ないし百八十年（修正四二九年）後の記載をさかのぼらせたものと推定される。神功紀の紀年は、

卑弥呼と台与という二人の「倭女王」の在位期間に合わせて神功皇后の在位期間を設定した可能性がすでに指摘されている。⁽⁴⁰⁾すなわち、卑弥呼は二世紀末に共立され、二四八年に没し、二六六年には台与が晋へ遣使している（台与が在位していたかは疑問があるが）。これによれば、中国史書に見える「倭女王」は二世紀末から二六六年まで在位していたことになる。こうした記載を前提にして、『日本書紀』は神功皇后の元年を西暦二〇一年に設定し、治世六十九年として二七〇年に没した人物として設定していることになる。干支で記載された「百濟記」の記載を百二十年ないし百八十年さかのぼらせたもの、⁽⁴¹⁾こうした作為に対応している。

原史料系統を大まかに分類するならば、まず1には「荒田別・鹿我別」という將軍名が見えるが、以下の応神紀には上毛野君の祖として「荒田別・巫別」の名があるので、1は日本側の氏族伝承として採用されたものと推測される。なお、「荒田別」と併記される「鹿我別」と「巫別」も同一人と考えられる。⁽⁴²⁾

『日本書紀』 応神十五年条八月丁卯条

百濟王遣阿直岐，貢良馬二匹。即養於輕坂上厩。因以阿直岐令掌飼。故号其養馬之処曰厩坂也。阿直岐亦能讀經典。即太子菟道稚郎子師焉。於是天皇問阿直岐曰，如勝汝博士亦有耶。対曰，有王仁者。是秀也。時遣上毛野君祖荒田別・巫別於百濟，仍徵王仁也。其阿直岐者，阿直岐史之始祖也。

2には3と同じく百濟系の「沙白盖盧」という人名が見えるので、「時或曰」の表現により百濟系の伝承と接ぎ木したものと考えられる。さらに3の「木羅斤資」は以下の『日本書紀』神功紀六十二年条の「百濟記」にも見える表記なので、「百濟記」の記載を基礎としていると推測される。

『日本書紀』 神功紀六十二年条

新羅不朝。即年，遣襲津彦擊新羅。〈百濟記云，壬午年，新羅不奉貴国。貴国遣沙至比跪令討之。新羅人莊飾美女二人迎誘於津。沙至比跪受其美女，反伐加羅国。加羅国王己本早岐及児百久氏・阿首至・国沙利・伊羅麻酒・爾汶至等將其人民来奔百濟。百濟厚遇之。加羅国王妹既殿至向大倭啓云，天皇遣沙至比跪，以討新羅。而納新羅美女，捨而不討。反滅我国，兄弟・人民皆為流沈。不任憂思。故以来啓。天皇大怒，既遣木羅斤資，領兵衆来集加羅，復其社稷。一云，沙至比跪知天皇怒，不敢公還。乃自竄伏。其妹有幸於皇宮者。比跪密遣使人，問天皇怒解不。妹乃託夢言，今夜夢見沙至比跪。天皇大怒云，比跪何敢来。妹以皇言報之。比跪知不免，入石穴而死也。〉

『日本書紀』 応神二十五年条

百濟直支王薨。即子久爾辛立為王。王年幼，大倭木滿致執国政。与王母相姪，多行無礼。天皇聞而召之。〈百濟記云，木滿致者，是木羅斤資討新羅時，娶其国婦而所生也。以其父功，專於任那。来入我国，往還貴国。承制天朝，執我国政。權重当世。然天皇聞其暴召之。〉

なお、「是二人不知其姓人也。但木羅斤資者百濟將也。」とあるのは百濟側史料に対する『日本書紀』の注釈である。「木羅斤資」は百濟の將軍とあり、もしそうだとすれば天皇の命令を受けて百濟の將軍が活動するのは不可解だが、以下の『日本書紀』ではしばしば百濟王は天皇の命令を伝える立場として描かれているので問題はないと考えられる。⁽⁴³⁾

『日本書紀』欽明二年四月条

百濟聖明王謂_レ任那早岐等_レ言。日本天皇所_レ詔者。……

『日本書紀』欽明四年十二月条

百濟聖明王復以前詔_レ。普示_レ群臣_レ曰。天皇詔勅如_レ是。……

4では問題の「加羅七国平定記事」が記されるが、後の六十二年条の「百濟記」では加羅国のみの平定記事になっており、七国の平定に拡大させた『日本書紀』編者による潤色の可能性が高い。また5の「枕弥多礼」は応神紀所引の「百濟記」に「枕」と「枕」の違いはあるが、同様な「枕弥多礼」の表記が見えるので「百濟記」の表記であったと考えられる。同様に「南蛮」の表記も百濟を中華とする立場からの主張である。

『日本書紀』応神八年三月条

百濟人来朝。〈百濟記云、阿花王立无_レ礼於貴国_レ。故奪_レ我枕弥多礼及峴南・支侵・谷那東韓之地_レ。是以遣_レ王子直支于天朝_レ。以修_レ先王之好_レ也。〉

8と9に見える「厚礼送」「厚加礼遇」は、百濟の立場による表現であるので、百濟側史料による記述であったと推測される。⁽⁴⁴⁾

9と10の「千熊長彦」は、「書紀の編者は百濟記の記事そのものから職麻那那加比跪にかんする若干の事実を知り、その人名を日本流にするために、原音に近い千熊長彦という文字を当てはめたのであろう」と推測されるように、本来「百濟記」にみえる「職麻那那加比跪」を日本風に改めたもので、造作記事の可能性が高い。

『日本書紀』神功紀四十七年四月条

因以_レ千熊長彦_レ為_レ使者_レ。当_レ如_レ所願_レ。〈千熊長彦者、分明不_レ知_レ其姓_レ人_レ。一云、武藏国人、今是額田部槻本首等之始祖也。百濟記云_レ職麻那那加比跪_レ者、蓋是歟也。〉

『日本書紀』神功紀四十六年三月乙亥朔条は百濟と卓淳国との交通開始記事である。「貴国」の用字や百濟風の人名表記、さらには欽明紀の素材となった「百濟本記」には肖古王の時代に加耶との交渉を開始したことがたびたび記載されているので（後述）、「百濟記」にも百濟と卓淳国との交通開始記事が存在したと考えられる。しかし、註に「千熊長彦者、分明不_レ知_レ其姓_レ人_レ」と記載されているように『日本書紀』編者が明確に千熊長彦を「百濟記」に見える「職麻那那加比跪」と同一人物と断定できなかったことを重視するならば、「百濟記」自体には本来、職麻那那加比跪を使者とした百濟と倭国との交通開始の話がなかった可能性が高く、他の条（四十六年条）に記載があったのではないかと推測される。⁽⁴⁶⁾

『日本書紀』神功紀四十六年三月乙亥朔条

遣_レ斯摩宿禰于卓淳国_レ。〈斯摩宿禰者不_レ知_レ何姓_レ人_レ也。〉於_レ是卓淳王末錦早岐告_レ斯摩宿禰_レ曰。甲子年七月中。百濟人久豆・弥流・莫古三人到_レ於我土_レ曰。百濟王聞_レ東方有_レ日本貴国_レ。而遣_レ臣等_レ。令_レ朝_レ其貴国_レ。故求_レ道路_レ以_レ至于斯土_レ。

四十六年条にも「貴国」の表記があり、斯摩（麻）は百濟系音なので「百濟記」が原文であったことが確認される。⁽⁴⁷⁾ ここにも千熊長彦と同様に「斯摩宿禰者不_レ知_レ何姓_レ人_レ也。」とあるように、本来は「百濟記」に「職麻那那加比跪（しまななかひこ）」とあった表記から、『日本書紀』編者が斯摩（麻）宿禰と表記した可能性が指摘できる。⁽⁴⁸⁾ すなわち、「百濟記」には百濟と卓淳国との交通開

始記事しか存在せず、百済国へ向かった職麻那那加比跪（しまななかひこ）と表記されていたものを「斯摩（麻）宿禰」と日本風に表記し、さらに額田部槻本首の家系に千熊長彦の表記が存在したので、もう一人の人物として千熊長彦を造作し、本来「百済記」には記述がなかった百済との密接な交通に従事した人物として描いたものと推定される。

登場人物などの表記により氏族伝承と百済側史料の分類をするならば、1・8の荒田別、9・10の千熊長彦は日本的な表記であり、2の沙白盖盧、3・8の木羅斤資、6の肖古王と王子貴須は、百済側の表記と考えられる。地名表記も、4・5・7・8・10などに百済的な表記が確認される。

以上の検討により記事を分類すれば、1は日本側の上毛野君による氏族伝承を基礎とし、2～10は「百済記」をもととした百済の史料だが、8・9・10に日本風表記への改変が含まれていると解釈される。⁽⁴⁹⁾

【「百済記」記事の移動】

四十九年条についてはこれまで、「二重」「重複」が指摘されてきた。⁽⁵⁰⁾これは、すでに指摘があるように、『日本書紀』の編年では「百済記」の記載を干支二巡＝百二十年さかのぼらせ、例外的に木羅斤資とその子木満致に関する記述はさらに干支一巡＝六十年さかのぼらせていることから生じた矛盾と考えられる。⁽⁵¹⁾

『日本書紀』に引用された五ヶ条の「百済記」の記事のうち、神功紀四十七年四月条・応神八年三月条・同二十五年条には干支の引用がないが、神功紀六十二年条には「壬午年」、雄略二十年条にはさらに詳しく「百済記云、蓋鹵王乙卯年」の年代表記がある。

『日本書紀』雄略紀二十年冬条

高麗王大發軍兵，伐尽百済。爰有少許遺衆，聚居倉下。兵糧既尽，憂泣茲深。於是高麗諸將言於王曰，百済心許非常，臣每見之，不覺自失。恐更蔓生。請遂除之。王曰，不可矣。寡人聞，百済国者日本国之官家所由来遠久矣。又其王入仕天皇，四隣之所共識也。遂止之。〈百済記云，蓋鹵王乙卯年冬，狛大軍來攻大城。七日七夜，王城降陷，遂失尉礼国。王及太后・王子等，皆没敵手。〉

雄略紀に「百済記云、蓋鹵王乙卯年」の記載があることを重視するならば、「百済記」には本来「王代」と「干支」による年代表記が付されていたと考えられる。⁽⁵²⁾神功紀には、多くの場合「王代」と「干支」の記載を削除し、年代移動の作為を表面化させない工夫がなされた可能性が指摘できる。この点を重視すれば神功紀に用いられた「百済記」の前半の記載は干支の実年代では必ずしも用いられていない可能性が指摘できる。

「百済記」の内容が『日本書紀』本文に反映したのは神功紀と応神紀のみで、応神三十九年（戊辰＝三〇八→修正四二八年）から実年代である雄略二年（己巳＝四二九年）までの百二十年の間は、百済関係記事が存在しない。⁽⁵³⁾

まさにこの応神三十九年と雄略二年という空白期間を隔てて、相応する伝承が残されている。同一事実を記したと考えられる「百済記」に依拠した応神紀の「新齊都媛」伝承と、雄略紀の「池津媛（適稽女郎）」の伝承が、時期を隔てて存在しているのは、この年紀の移動問題に由来していると考えられる。⁽⁵⁴⁾

『日本書紀』 応神紀三十九年二月条

百濟直支王遣_レ其妹新齊都媛_ニ以令_レ任。爰新齊都媛率_二七婦女_一而來歸焉。

『日本書紀』 雄略紀二年七月条

百濟池津媛違_二天皇將_レ幸_ニ，姪_ニ於石河楯_一。〈旧本云，石河股合首祖楯。〉天皇大怒，詔_二大伴室屋大連_一，使_レ來目部張_二夫婦四支於木_一置_二假廩上_一，以_レ火燒死_上。〈百濟新撰云，己巳年，蓋鹵王立。天皇遣_二阿礼奴跪_一，來索_二女郎_一。百濟莊_二飾慕尼夫人女_一，曰_二適稽女郎_一，貢_二進於天皇_一。〉

すなわち、本来戊辰（四二八）年の記載であった「百濟記」由来の「新齊都媛」伝承を百二十年さかのぼらせて三〇八年の応神朝の出来事としたが、一方で雄略紀にも実年代を動かさない己巳（四二九）年に同様な「池津媛（適稽女郎）」伝承が残されているのである。

「百濟記」 戊辰＝四二八年 → 応神紀三十九年（戊辰＝三〇八）

「百濟新撰」 己巳＝四二九年 → 雄略紀二年（己巳＝四二九）

さらに、この記載を除けば応神紀二十五年条の甲寅年（二九四→修正四一四）から雄略紀二十年条の乙卯年（四七五）まで、六〇年の外交記事の空白が存在する。その時期の百濟王は、毗有王（四二二～四五五）であるが、『日本書紀』にはこの王についての記載がまったくない。「池津媛（適稽女郎）」伝承を記す雄略二年という年は、己巳＝四二九年に相当し、「百濟新撰」が「己巳年，蓋鹵王立」とするのは、明らかに「毗有王」の誤りであり、「百濟新撰」には本来「毗有王」と正しく記載してあったが、『日本書紀』編者により意図的な改変が加えられたと考えられる⁽⁵⁵⁾。『日本書紀』は干支二運の繰り上げを調整するため、「百濟新撰」に書かれていた毗有王の即位を認めない立場を取り、この点に限れば、原文への潤色があったことになる。雄略二十年冬条の記載によれば、「百濟記」には蓋鹵王の年代までの記載があった。しかし、腆支（直支）王の死去と久爾辛王の即位までしか本文に反映していない。「百濟記」には蓋鹵王の年代までの記載があったにもかかわらず、腆支（直支）王の死去と久爾辛王の即位までしか本文に反映していない。

以上によれば、「百濟記」は蓋鹵王の死去までの記載が存在したと考えられるが、『日本書紀』本文には神功紀と応神紀、すなわち腆支（直支）王の死去までしか採用されず、さらに、木羅斤資とその子木満致に関する記述はさらに干支三巡＝百八十年さかのぼらせているので、本来は「百濟記」に存在した記述を以下のように移動させたと考えられる⁽⁵⁶⁾。

肖古王甲子（三六四）年 → 神功紀四十六（二四六）年条本文⁽⁵⁷⁾

百濟と卓淳国との通交記事

肖古王己巳（三六九）年 → 神功紀四十九（二四九）年条本文⁽⁵⁸⁾

倭国と百濟の通交開始記事

毗有王己巳（四二九）年 → 神功紀四十九（二四九）年条本文

木羅斤資の征討記事

毗有王壬午（四四二）年 → 神功紀六十二（二六二）年条所引「百濟記」

木羅斤資の加羅征討記事

蓋鹵王甲寅（四七四）年 → 応神紀二十五（二九四）年条本文と所引「百濟記」⁽⁵⁹⁾

木満致の国政担当と父木羅斤資の回顧記事

★この間「書紀」は外交記事空白、(二九四→修正四一四)から(四七五)までの六十年分
蓋鹵王乙卯(四七五)年 →雄略紀二十(四七六)年条所引「百濟記」
高句麗来攻、百濟滅亡記事

「百濟記」に記載されていた毗有王・蓋鹵王の記事の多くは神功紀と応神紀に移動したため、雄略紀本文の百濟関係記事を「百濟記」により記述することができなくなり、他の史料により穴埋めする必要が生じた。「百濟記」蓋鹵王乙卯(四七五)年条の百濟滅亡記事は、神功紀と応神紀に使用されなかったため、例外的に註として引用されたと考えられる。

雄略紀に引用された「百濟記」には「蓋鹵王乙卯年冬」という王代と干支が併記されており、本来はこの形式で記録されており、神功紀や応神紀の引用にあたっては「王代」と「干支」を抹消して実年代を繰り上げる作為がなされたと考えられる。⁽⁶⁰⁾しかし、四世紀後半の確実な史実として百濟と卓淳国との通交記事、および倭国と百濟の通交開始記事以外には確認されず、明らかに神功紀編纂段階における付加された木羅斤資の征討記事や、「百濟記」の表記とは異なる「荒田別・鹿我別」の伝承などが挿入されており、甲子年と己巳年以外の年紀は必ずしも重視できず、「百濟記」には物語全体としては詳細な年紀がなかったか、神功紀が「干支」を消して紀年を移動させた可能性が高いと考える。⁽⁶¹⁾したがって、池内宏・末松保和説のように神功紀に配列された甲子・丁卯・己巳・壬申年という干支の記載を「百濟記」由来のものとして尊重し、甲子(三六四)年と己巳(三六九)年の間に、百濟王と倭王の交渉、百濟王が倭王に帰服し、倭王が新羅討伐の軍を出したこと、加羅七国平定記事などを「百濟記」に記載されていたと判断することはできない。

【史実の信憑性】

ここまで、『日本書紀』編者による「百濟記」記事の年代移動について考察をしてきた。つぎには、こうした構成を前提として、四世紀後半とされる「百濟記」の内容について、信頼できる史実を抽出したい。まず大前提として、新羅は「加羅七国」を併合する五六二年以前、四世紀後半の時期には支配していないこと、考古学的知見によれば朝鮮半島南岸の金官国(魏志倭人伝の狗邪韓国か)とは北九州や大和・河内との交流が四世紀以前から存在したことが指摘できる。⁽⁶²⁾「広開土王碑文」によれば四〇〇年の段階では「任那加羅」や「安羅」に倭兵の出撃拠点が存在したと記されている。伝承的だが『日本書紀』崇神六十五年七月条に「任那国」から使者が来朝したこと、垂仁二年是歳条にも「意富加羅国」との交渉記事が見えている。そうした、南海岸の安羅・加羅などの諸国と倭国との交流は理解しやすいが、⁽⁶³⁾斯摩宿禰を卓淳国に派遣するとか、卓淳国に軍勢を終結させて、加羅七国を平定したという物語は、百濟側史料の記載(「百濟記」)を前提に『日本書紀』編者が援用したものとするのが自然である。とりわけ、卓淳国の掌握が軍事的に焦点となってくるのは聖明王代の欽明期であり、「百濟本記」の時期である。新羅と接した卓淳国は滅亡の危機に瀕しており「卓淳等禍」と表現され、卓淳国の国内は君臣が二つに分離し、国主も新羅に内応したため滅びたとある(欽明紀二年四月条)、また聖明王の戦略として新羅は卓淳国を滅ぼしたが、倭国の軍勢の助力を得れば、卓淳国が復興するだろうとも述べている(同五年十一月条)。このように、欽明期には

新羅と国境を接した卓淳国の掌握が百済の軍事的課題となっている。こうした現実から歴史的にさかのぼって肖古王代に百済と卓淳国との通交が開始されて以来、「子弟」関係を結んだことがたびたび回顧されるのである。⁽⁶⁴⁾

『日本書紀』欽明紀二年四月条

聖明王曰、昔我先祖**速古王・貴首王之世**、安羅・加羅・卓淳旱岐等、初遣使、相通厚結親好、以為子弟。

『日本書紀』欽明紀二年七月条

昔我先祖**速古王・貴首王**、与故旱岐等、始約和親、式為兄弟。於是、我以汝為子弟、汝以我为父兄。

『日本書紀』欽明紀五年十一月条

聖明王謂之曰、任那之國、与吾百濟、自古以來、約為子弟。

さらに、先述したように百済本位の記載として、「忱弥多礼」を南蛮と形容し百済領として扱っているが、「忱弥多礼」= 済州島への百済の支配が及ぶのは継体紀にみえるように六世紀段階で明らかに時代を遡及させた記述となっている。⁽⁶⁵⁾ 応神紀八年三月条所引の「百済記」には、「我忱弥多礼」を倭国に奪われたと記述されているが、これは神功紀で百済に賜ったことと対応した記載である。

『日本書紀』応神紀八年三月条

百済人来朝。〈百済記云、阿花王立无礼於貴国。故奪我**忱弥多礼**及峴南・支侵・谷那東韓之地。是以遣王子直支于天朝、以修先王之好也。〉

『日本書紀』継体紀二年（五〇八）十二月条

南海中耽羅人初通百済国。

なお、継体紀にみえる「南海中」の記載も、百済本位の記載であり、「百済本記」を原史料とする記載と考えられる。「卓淳国」にしても、「忱弥多礼」の記載にしても、六世紀の現実をふまえた百済側の願望が「百済記」に投影された記述となっている。⁽⁶⁶⁾

【「百済記」毗有王代の記載】

上述した「百済記」記事の分析によれば、まずは蓋鹵王代に仮託された毗有王己巳（四二九）年の「百済記」記事を取り除くが必要になる。まず木羅斤資の記載があるのは3と8であるが、関連して沙白盖盧の名前がある2・3・4の新羅征討が一連のものとして「百済記」に記載されていた可能性がある。5・7の征討記事は新羅征討記事とは異なり、造作的記事であったと考えられる。百済による加羅への出兵記事が基本にある。

- 2 時或曰、兵衆少之、不可破**新羅**。更復奉上**沙白・盖盧**、請増軍士。
- 3 即命**木羅斤資・沙沙奴跪**。〈是二人不知其姓人也。但木羅斤資者百済将也。〉領精兵与**沙白・盖盧**共遣之。俱集于卓淳、擊**新羅**而破之。
- 4 因以平**定比自焯・南加羅・喙国・安羅・多羅・卓淳・加羅七国**。
- 5 仍移兵、西廻至**古爰津**、屠南蛮**忱弥多礼**、以賜百済。
- 7 時比利・辟中・布弥支・半古四邑自然降服。
- 8 是以百済王父子及**荒田別・木羅斤資**等共会**意流村**。〈今云州流須祇。〉相見欣感、厚礼送遣之。

すでに論じたようにA神功紀紀四十九（二四九→修正毗有王己巳＝四二九）年条本文には、「百濟記」由来の木羅斤資の新羅征討記事、B同紀六十二（二六二→修正毗有王壬午＝四四二）年条所引「百濟記」には木羅斤資による加羅征討記事、さらにC応神紀二十五（二九四→修正蓋鹵王甲寅＝四七四）年条本文と所引「百濟記」には木満致の国政担当と父木羅斤資の回顧記事が記されている。

『日本書紀』 応神紀二十五年条（前掲）

百濟直支王薨。即子久爾辛立為_レ王。王年幼，大倭木満致執_レ国政。与_レ王母相姪，多行_レ無礼。天皇聞而召之。〈百濟記云，木満致者，是木羅斤資討_レ新羅時，娶_レ其国婦而所_レ生也。以_レ其父功，專_レ於任那。来_レ入我国，往_レ還貴国。承_レ制天朝，執_レ我国政。権重当_レ世。然天皇聞_レ其暴召之。〉

これらの記事は、雄略紀の「百濟記」蓋鹵王乙卯（四七五）年条に連続し、高句麗長寿王の軍勢が百濟王都を包囲した時の『三国史記』の記載により年代が確認される。

『日本書紀』 雄略紀二十年冬条（前掲）

高麗王大発_レ軍兵，伐尽_レ百濟。爰有_レ少許遺衆，聚_レ居倉下。兵粮既尽，憂泣茲深。於_レ是高麗諸将言_レ於王曰，百濟心許非常，臣每_レ見之。不_レ覚自失。恐更蔓生。請遂除之。王曰，不_レ可矣。寡人聞，百濟国者日本国之官家所_レ由来_レ遠久矣。又其王入仕_レ天皇，四隣之所_レ共識也。遂止之。〈百濟記云，蓋鹵王乙卯年冬，貊大軍来攻_レ大城_レ七日七夜，王城降陷，遂失_レ尉礼国。王及太后・王子等，皆没_レ敵手。〉

『三国史記』 百濟本紀・蓋鹵王二十一（四七五）年条

近蓋婁聞_レ之，謂_レ子文周曰，予愚而不明，信_レ用姦人之言，以至_レ於此，民残而兵弱，雖_レ有_レ危事，誰肯_レ為_レ我力戰，吾当死_レ於社稷，汝在_レ此俱死無益也，蓋避_レ難以続_レ国系焉，文周乃与_レ木苧満致・祖弥桀取_レ（木苧・祖弥皆複姓。隋書以木苧為_レ二姓。未_レ知_レ孰_レ是），南行焉

したがって、A・Bに見える干支三運下げた記載からは、A 四二九年来に百濟の将木羅斤資が倭の沙沙奴跪とともに、卓淳国に集結して新羅・加羅を討ったこと（Cからも木羅斤資が新羅を討ったことが確認される）、B 四四二年、倭が沙至比跪を派遣して加羅を討ったこと、百濟の木羅斤資は加羅の乞師により沙至比跪らの倭兵を討ったこと、などについての「百濟記」の記載内容が確認される⁽⁶⁷⁾。さらに、「百濟記」や「百濟新撰」に記された己巳（四二九）年の記載および『三国史記』百濟本紀・毗有王二年に「倭国使至，従者五十人」とあることなどによれば、百濟から王族の女性が倭国にやってきたこと、倭国からも使者が派遣されたことが確認され、この同盟により加羅・新羅に対する軍事行動が、加羅に対する倭国の軍事行動の起源としてわざわざ干支三運下げた神功紀に記載された⁽⁶⁸⁾と推測される。ちなみに、『宋書』倭国伝によれば、四三八年に倭王珍は、はじめて「新羅」と「任那」に対する軍政権の主張を開始しているが、四二九年の軍事行動と無関係ではないと⁽⁶⁹⁾考えられる。

【「百濟記」肖古王王代の記載】

『日本書紀』の付加や改変が強く確認されるのは、荒田別の氏族伝承を基礎とした1と8、また加羅七国全体の征討という表現、5の忱弥多礼を百濟に賜ったという記載などである。

- 1 以_レ荒田別・鹿我別_ニ為_レ將軍_ト。則与_レ久氏等_ニ共勒_レ兵而度之、至_レ卓淳国_ニ。將_レ襲_レ新羅_ト。
- 4 因以平_レ定比自焔・南加羅・喙国・安羅・多羅・卓淳・加羅七国_ト。
- 5 仍移_レ兵、西廻至_レ古爰津_ニ、屠_レ南蛮枕弥多礼_ト。以賜_レ百濟_ト。
- 8 是以百濟王父子及荒田別・木羅斤資等共会_レ意流村_ニ。〈今云_レ州流須祇_ト。〉相見欣感、厚礼送遣之。

以上の要素を除くと、肖古王己巳（三六九）年の「百濟記」記事としては、6の肖古王、9・10の千熊長彦の部分が該当する。ただし、「百濟記」には本来「職麻那那加比跪」と表記されていたが、『日本書紀』では「千熊長彦者、分明不_レ知_レ其姓_レ人_ト」「斯麻宿禰者不_レ知_レ何姓_レ人_ト也」とあるように、斯摩（麻）宿禰・千熊長彦などと表記して、本来の「百濟記」を改変した部分が存在したと考えられる。

- 6 於_レ是其王肖古及王子貴須亦領_レ軍来会。
- 9 唯千熊長彦与_レ百濟王_ニ、至_レ于百濟国_ニ、登_レ辟支山_ニ盟之。復登_レ古沙山_ニ、共居_レ磐石上_ニ。時百濟王盟之曰、若敷_レ草為_レ坐、恐見_レ火烧_レ。且取_レ木為_レ坐、恐為_レ水流_レ。故居_レ磐石_ニ而盟者示_レ長遠之不_レ朽者也。是以自_レ今以後、千秋万歳、無_レ絶無_レ窮、常称_レ西蕃_ト、春秋朝貢。
- 10 則將_レ千熊長彦_ニ至_レ都下_ニ、厚加_レ礼遇_ト。亦副_レ久氏等_ニ而送之。

毗有王代の記載が木羅斤資を中心とする伝承であったのに対して、肖古王代では「職麻那那加比跪」の記載から派生して千熊長彦の物語が造作されている。彼は以下の示すように神功紀の外交記事には一貫して登場し、重要な役割を演じる人物として描かれている。

『日本書紀』神功紀四十七年四月 - 千熊長彦を新羅への使者

『日本書紀』神功紀四十九年三月条 - 千熊長彦と百濟王の誓盟

『日本書紀』神功紀五十年五月条 - 千熊長彦の帰還

『日本書紀』神功紀五十一年三月条 - 千熊長彦の派遣

『日本書紀』神功紀五十二年九月丙子条 - 千熊長彦の帰還による七枝刀の献上

先述したように、神功紀では、「百濟記」に記された「職麻那那加比跪」の記載を根拠として、千熊長彦という倭国風の人物を創作し、本来「百濟記」には記述がなかった百濟との密接な交通に従事した人物として描いている。重要なのは、「百濟記」原文には「職麻那那加比跪」を使者とした百濟と倭国との交通開始の話がなかった可能性が高いことで、「職麻那那加比跪」は卓淳国へ派遣された記事（四十六年条）に本来の記載があったと推測され、卓淳国・百濟へ向かった斯摩（麻）宿禰 = 職麻那那加比跪（しまななかひこ）⁽⁷⁰⁾がそれであった。なお、百濟王との盟約記事については、潤色はあるものの古い要素があり「百濟記」の内容を引き継いでいる可能性が高い。⁽⁷¹⁾

【「百濟記」肖古王代史実の復元】

以上の検討結果に基づき、「百濟記」が肖古王代の記事として本来記載していた内容を復元する。まず「百濟記」を基礎とした神功紀の記載は、日本と百濟との交渉の起源を説明することに主眼があるが、継体・欽明紀の基礎史料である「百濟本記」には肖古王の時代に加耶との交渉を開始したことがたびたび記載されているのに倭国との関係は説明されていなかった。「百濟記」における百濟側の主張は、「百濟本記」にしばしば回顧されているように、加羅に対する影響力を有するよう

になったことの一貫した起源伝承として記録されたものと考えられる。⁽⁷²⁾「百濟本記」を基礎として「百濟記」が起源伝承として新たに創作されたものとするれば、当時、確実に伝承されていたのは、速古王=近肖古王（三四六～三七五）、貴首王=近仇首王（三七五～三八四）の時期に百濟は、加耶諸国と友好関係を結んだことが確認されるのみである。干支の記載を重視すれば肖古王甲子（三六四）年七月以来の百濟と卓淳国の交渉が「百濟記」に存在し、さらにそれに続いて倭国からの使者として「職麻那那加比跪」が報使として卓淳国から百濟に派遣された記事の存在したことが推測される。しかしながら、その後に記載された神功紀四十七年から五十二年条に至る展開の多くは造作であり、とりわけ四十七年条のような百濟と新羅の朝貢をめぐる争いは造作の可能性が高く、さらに重複的かつ中身の空疎な百濟入朝記事である五十年条・五十一年条を含む三年分の記載は「百濟記」になく、⁽⁷³⁾『日本書紀』編者による造作と考えられる。

以上によれば、「百濟記」由来の肖古王代の史実は、甲子（三六四）年七月以来の百濟と卓淳国との交渉記事（百濟による卓淳国への遣使と卓淳国への職麻那那加比跪=斯摩（麻）宿禰の遣使）と、それに続く丙寅（三六六）年における百濟への卓淳国と倭人の来朝と斯摩（麻）宿禰=職麻那那加比跪の遣使・報使の記載程度であり、以後にみえる百濟の久豆と倭の千熊長彦の頻繁な往来についての三年分ほどの記事は造作であったと考えられる。

もう一つの確実な記事は、己巳（三六九=泰和四年）年における百濟王による七枝刀（横刀）の献上記事と推定される。七枝刀については以下のような史料により確認される。

石上神宮七支刀銘文

泰和四年□月十六日丙午正陽、造百練鋼七支刀、出辟百兵、宜供侯王、□□□□作、
先世以来、未有此刃、百濟王世子奇生聖音、故為倭王旨造、伝示後世、

『日本書紀』神功五十二年九月丙子条

久氏等從千熊長彦詣之。則獻七枝刀一口・七子鏡一面、及種々重宝。仍啓曰、臣国以西有_レ水。源出_レ自_レ谷那鉄山。其邇七日行之不_レ及。当飲_レ是水、便取_レ是山鉄、以永奉_レ聖朝。乃謂_レ孫枕流王曰、今我所_レ通、海東貴国、是天所_レ啓。是以、垂_レ天恩、割_レ海西而賜_レ我。由_レ是、国基永固。汝当善修_レ和好、聚_レ斂土物、奉貢不_レ絶、雖_レ死何恨。自_レ是後、每_レ年相統朝貢焉。

『古事記』応神段

亦、百濟国主照古王、以_レ牡馬壹疋・牝馬壹疋、付_レ阿知吉師以貢上（此阿知吉師者、阿直史等之祖）。亦、貢_レ上横刀及大鏡。

『古事記』応神段の記載が照古王代に「横刀及大鏡」を献上したとあることは、『日本書紀』の「七枝刀一口・七子鏡一面」と対応している。『古事記』の原史料は帝紀・旧辞で、「百濟記」以前からの伝承であり、異なる伝承が符合している。

確認すべきは七支刀銘文の年紀「泰和四年」が東晋年号の太和四（三六九）年であることで、干支二運=百二十年遅らせると神功紀の年代（壬申=二五二→修正三七二）と三年の差違が存在することである。⁽⁷⁴⁾いずれの年紀を重視すべきかについては、百濟が晋へ入朝したとされる咸安二（三七二）年となる点が重視されてきた。

『晋書』簡文帝紀咸安二年正月辛丑条

百濟・林邑王各遣_レ師（使_カ）貢_二方物_一。

『晋書』簡文帝紀咸安二年六月条

遣_レ使_二拜_二百濟王余句_一為_二鎮東將軍領樂浪太守_一。

『三国史記』百濟本紀近肖古王二十七年正月条

遣_レ使入_レ晋朝貢。

さらに、この入朝の前年に百濟は高句麗に対して大勝利をおさめていることも注目されてきた。三六九年以来の三年間、百濟と高句麗は激しい戦闘を続け、勝利する。特に百濟王だけでなく「太子」も対高句麗戦に活躍していることが留意される。

『三国史記』百濟本紀・近肖古王二十六（三七一）年冬条

王与_二太子帥_二精兵三万_一，侵_二高句麗_一，攻_二平壤城_一。麗王斯由力戰拒_レ之。中_二流矢_一死。王引_レ軍退。移_二都漢山_一。

『三国史記』高句麗本紀故国原王四十一年十月条

百濟王率_二兵三万_一来攻_二平壤城_一。王出_レ師拒_レ之，為_二流矢_一所中。是月二十三日薨。

ただし、こうした解釈は、あくまで神功紀の紀年、すなわち原史料となった「百濟記」の王代や干支が正確に記されていたことを前提とする。これまでの検討によれば、「百濟記」には本来、「王代」と「干支」が記載されていたが、神功紀では基本的に「王代」や「干支」が削除されて、年紀に必ずしもとらわれない造作が可能になったと推測した。干支的な記載は甲子（三六四）年七月以来の百濟と卓淳国との交渉記事、およびそれに続く丙寅（三六六）年における百濟への卓淳国と倭人の来朝と斯摩（麻）宿禰＝職麻那那加比跪の遣使・報使の記載までがある程度確認されるのみである。従来の定説であった神功紀の編年を基本的に「百濟記」に由来する干支の記載に基づくとする理解は、とりわけ神功紀四十七年から五十二年条に至る展開については多くの造作が想定されており、七支刀の記載がある神功紀五十二年条の記載のみが正しい年紀を記録していたとは考えにくい。史料批判の基本からすれば、七支刀に記載された東晋年号の太和四（三六九）年をまずは尊重すべきであろう。その場合には以下の記事がまず注目される。

『三国史記』百濟本紀・近肖古王二十四（三六九）年九月条

高句麗王斯由帥_二步騎二万_一，来_二屯雉壤_一，分_レ兵侵_二奪民戸_一，王遣_二太子_一以_レ兵徑_二至雉壤_一，急擊破_レ之，獲_二五千余級_一，其虜獲分_二賜將士_一，

『三国史記』高句麗本紀・故国原王三十九（三六九）年九月条

王以_二兵二万_一南伐_二百濟_一，戰_二於雉壤_一，敗績。

百濟と高句麗の戦いは三七二年まで続くが、すでに百濟太子が高句麗兵を撃破しており、銘文にも「百濟王の世子」と明記しているように、本来はこの大勝利を記念して作刀した可能性も高いと考えられる。「百濟記」は正しくこの年代を記していたが、『日本書紀』編者は、百濟が晋へ入朝したこと、その前年に百濟は高句麗に対して大勝利をおさめていることなどを考慮しつつ、「百濟記」にはなかった百濟の朝貢記事を記した四十七年条・五十年条・五十一年条についての三年分の記載を付加したため、本来の紀年を三年移動させたことが想定される。したがって、「百濟記」としては神功紀四十九年三月条の9にみえる倭国と百濟の「盟約」を前提とし、七支刀が百濟から贈られた記述となる。金石文の年代を重視すれば、三六九年が本来の百濟と倭国の通交開始年代かと考え

られる。

なお、神功紀に見える「谷那鉄山」は平壤と漢山との間に位置する黄海北道谷山郡に比定され、高句麗と百済の攻防は現在のソウル付近であり、百済の北進により獲得されたものとするならば、七支刀がその「谷那鉄山」の素材により造られたと伝承し倭国へ将来されたことは、鉄素材と軍事力の交換という意味で、以後の百済と倭国との同盟関係において重要な意味があり、百済による「谷那鉄山」の領有またはその起点となった年として象徴的に位置付けられた可能性は否定できない⁽⁷⁷⁾。

おわりに

「大和朝廷の任那支配」の歴史的根拠として長い間扱われてきた『日本書紀』神功紀四十九年三月条の「加羅七国平定記事」は、百済三書の客観性と広開土王碑文への信頼性という根拠により支持されてきた。しかしながら、これまでの検討により、いずれの根拠も薄弱であることを研究史および基礎史料の再検討により明らかにした。

まず研究史的問題点としては、四世紀から六世紀にかけての「大和朝廷による南部朝鮮支配」すなわち「ヤマト王権による任那支配」という実証されていない「不動の事実」が、国家史に関する通説の全説明体系のカナメになり、前方後円墳の分布と王権の支配範囲を同一視し、「記紀」が語るような全国統一過程と支配権確立を想定する大きな前提となっていることを確認した。

「百済記」における百済側の主張は、「百済本記」にしばしば回顧されているように、加羅に対して影響力を有するようになった起源伝承として記録されたものである。「百済記」由来の肖古王代の史実は、甲子（三六四）年七月以来の百済と卓淳国との交渉記事（百済による卓淳国への遣使と卓淳国への職麻那那加比跪＝斯摩（麻）宿禰の遣使）と、それに続く百済への卓淳国と倭人の来朝と斯摩（麻）宿禰＝職麻那那加比跪の遣使・報使の記載であり、以後にみえる百済の久豆と倭の千熊長彦の頻繁な往来についての三年分ほどの記事は造作であったと考えられる。「百済記」としては神功紀四十九年三月条にみえる倭国と百済の「盟約」を前提とし、七支刀が百済から贈られた記述のみであった。金石文の年代を重視すれば、三六九年が本来の百済と倭国の通交開始年代と考えられる。

一方、「百済記」由来の毗有王代の史実としては四二九年に百済の将木羅斤資が倭の沙至比跪とともに、卓淳国に集結して新羅・加羅を討ったこと、四四二年、倭が沙至比跪を派遣して加羅を討ったこと、百済の木羅斤資は加羅の乞師により沙至比跪らの倭兵を討ったことなどが確認される。さらに、百済から王族の女性が倭国にやってきたこと、倭国からも使者が派遣されたことが確認された。この同盟により百済が主導し倭国も参加した加羅・新羅に対する軍事行動が、加羅に対する倭国の軍事行動の起源としてわざわざ干支三運下げた神功紀に記載されたと推測される。

以上によれば、「加羅七国平定記事」は毗有王代の史実が、増幅されて『日本書紀』編者により神功紀の伝承として記載されたものと考えられ、肖古王代の己巳（三六九）年に倭王が新羅討伐の軍を出したことは否定される。

註

- (1)——古くは津田左右吉「百済に関する日本書紀の記載」(『津田左右吉全集』二, 岩波書店, 一九六三年, 初出一九二一年), 池内宏『日本上代史の一研究』(中公美術出版, 一九七〇年, 初出一九四七年), 末松保和『任那興亡史』(吉川弘文館, 一九四九年), 三品彰英『日本書紀朝鮮関係記事考証』上(天山社, 二〇〇二年, 初出一九六二年)などに指摘がある。さら山尾幸久「任那成立の史料について」(『日本史研究』一五四, 一九七五年)は, 津田左右吉による可能性の指摘や「百済記」における干支一運の空白を前提に, 加羅平定にかかわる木満致の話は干支二運を修正するのではなく三運を繰り下げるべきとする。
- (2)——山尾幸久「史料と学説」(金達寿『加耶から倭国へ』竹書房, 一九八六年), 拙稿『『日本書紀』編纂史料としての百済三書』(『国立歴史民俗博物館研究報告』一九四, 二〇一五年)。
- (3)——津田左右吉註(1)前掲論文。
- (4)——同前, 二六〇頁。
- (5)——津田左右吉「新羅に関する物語」(『津田左右吉全集』一, 岩波書店, 一九六三年, 初出一九四八年), 一〇七頁。
- (6)——同前, 九五・一〇四~一〇五・一一七頁。
- (7)——同前, 一〇五~一〇六頁。
- (8)——山尾幸久註(2)前掲論文, 二九九頁では, こうした立場を「津田の学説には, 未証明の先入見または信念を暗黙の前提として, その“事実”は後世の文献に伝えられている」はずとの発想によりなされたと表現する。
- (9)——池内宏註(1)前掲書, 三二頁。序文には一九一八年以降の講義を基礎としているとあるので, 津田説に影響を与えた可能性が指摘されている(末松保和註(1)前掲書, 一〇頁, 山尾幸久註(1)前掲論文, 五五頁)。
- (10)——池内宏註(1)前掲書, 三三頁。
- (11)——同前, 三四頁。
- (12)——池内宏註(1)前掲書, 三七頁。なお, 後述するように末松保和註(1)前掲書は, さらに「己巳年の史実」として倭国による加耶七国平定を重視した。
- (13)——池内宏註(1)前掲書, 五四頁。
- (14)——同前, 七一頁。
- (15)——同前, 三五頁。
- (16)——津田左右吉註(1)前掲書, 二一五頁。
- (17)——池内宏註(1)前掲書, 四三頁。
- (18)——末松保和註(1)前掲書, 一九頁。
- (19)——同前, 五八・五九頁。
- (20)——同前, 五九頁において「ある程度まで大規模な, 画期的出兵であったことは信じてよい」と評価している。一方, 「任那日本府」については「安羅に在る諸々の倭臣」が最も真実に近い表現であり, 「近代の朝鮮総督府の如き行政官庁の存在を想像することは出来ない」(同二五九頁)とも述べている。
- (21)——同前, 七〇頁。
- (22)——三品彰英註(1)前掲書, 一六六頁。
- (23)——同前一七六頁。
- (24)——拙稿註(2)前掲論文。
- (25)——小林行雄「古墳文化の形成」(『岩波講座日本歴史』原始および古代一, 岩波書店, 一九六二年), 二七〇~二七二頁。
- (26)——石母田正「古代史概説」(同前), 一八頁。
- (27)——小林行雄「古墳時代の研究」(青木書店, 一九六一年)。
- (28)——反対に考古学における小野山節・堀田啓一・町田章らによる朝鮮半島系遺物の解釈が文献解釈から導かれた「朝鮮出兵」を暗黙の前提とした「相互依存的」解釈であったこと, また都出比呂志・松木武彦・寺沢薫らによる国家形成論が, ヤマト王権による朝鮮半島南部における主体的な軍事行動を強調し, 軍事的結集と物資流通の掌握を想定していることについては, 高田貫太「古墳時代の日朝関係」(吉川弘文館, 二〇一四年), 六・七頁参照。
- (29)——山尾幸久註(2)前掲論文, 同『古代の日朝関係』稿書房, 一九八九年。
- (30)——武田幸男編著『廣開土王碑原石拓本集成』(東京大学出版会, 一九八八年)。碑文については, 近代に日本軍が石灰を塗布して文面を一部改竄したとの説があるが, 新たに石灰塗布以前の「原石拓本」がいくつか中国から発見され, 編年研究も深化し, 改竄の可能性は低くなった(徐建新『好太王碑拓本の研究』〈東京堂出版, 二〇〇六年〉, 武田幸男『広開土王碑墨本の研究』〈吉川弘文館, 二〇〇九年〉)。なお, 二〇一二年七月には中国吉林省で広開土王碑の内容に類似した石碑が発見された(集安市博物館編『集安高句麗碑』〈吉林大学出版, 二〇一三年〉)。全文二一八字のうち一五六字が釈読されている。王家の神話的由来や守墓人に対する禁令は類似するが, 「四時祭祀」「烟戸頭二十人」などの記載は独自

のものである。

(31)——武田幸男『高句麗史と東アジア』(岩波書店、一九八九年)、李成市「表象としての広開土王碑文」(『思想』八四二、一九九四年)、同「石刻文書としての広開土王碑文」(藤田勝久他編『東アジア出土資料と情報伝達』汲古書院、二〇一一年)。なお、碑文の法令宣布の主体が子の長寿王であるとするならば、旧民一〇家を増加させるとした「令」や、守墓人売買の禁令たる「制」は、広開土王の「勳績」を政策として継承した長寿王の命令とも考えられる。

(32)——拙稿「ヤマト王権の成立」(『日本史講座』一、東京大学出版会、二〇〇四年)、同「倭国の成立と東アジア」(『岩波講座日本歴史』一、原始・古代一、岩波書店、二〇一三年)。

(33)——朴天秀『加耶と倭』(講談社、二〇〇七年)。

(34)——『三国史記』百済本紀の阿莘王六(三九七)年条に、百済が倭国と「結好」のため太子を人質として提供したとある。基本的に「質」は対等な外交関係の手段であり、百済が倭国に対して軍事的な協力を要請するために、「和通」「結好」という従属的でない外交関係を樹立する手段として主体的に「出質」したと考えられる(拙稿「文献よりみた古代の日朝関係—質・婚姻・進調—」(『国立歴史民俗博物館研究報告』一一〇、二〇〇四年))。

(35)——拙稿『『日本書紀』の「任那」観—官家・日本府・調—』(『国立歴史民俗博物館研究報告』一七九、二〇一三年)。

(36)——『日本書紀』雄略七年是歳条。

(37)——拙稿「五・六世紀の倭と新羅の交渉—多元的交通論の試み—」(『新羅と倭の交流』韓国慶北大学、二〇一二年)、同註(35)前掲論文。なお、高田貫太註(28)前掲書は、考古学の立場から同様な主張を展開する。

(38)——拙稿註(2)前掲論文。

(39)——以下の区分は、田中俊明『大加耶連盟の興亡と「任那」—加耶琴だけが残った—』(吉川弘文館、一九九二年)の分類に従った。

(40)——平田俊春「神功紀の成立と日本書紀の紀年」「神功皇后と倭女王」(『日本古典の成立の研究』日本書院、一九五九年)。

(41)——山尾幸久註(1)前掲論文、田中俊明註(39)前掲書。

(42)——三品彰英註(1)前掲書、一三九頁、によれば「鹿我が」と「巫かか」は「借音訓通」と見てよいとする。

(43)——同前、一四一頁。

(44)——田中俊明註(39)前掲書、八四頁。

(45)——池内宏註(1)前掲書、五七頁。

(46)——山尾幸久『古代王権形成史論』(岩波書店、一九八三年)、二〇三頁。

(47)——三品彰英註(1)前掲書、一三四～一三七頁。

(48)——西田長男「隅田八幡神社の画像鏡の銘文」(『日本古典の史的研究』理想社、一九五六年)。

(49)——三品彰英註(1)前掲書、一四〇頁も、「荒田別・鹿我別の派遣の話以外の加羅国平定の記事は百済系史料によって書かれたものであり……その上に日本の伝承人名を持って来て接穂したと解する外ない」と論じる。

(50)——末松保和註(1)前掲書、一九頁、三品彰英註(1)前掲書、一七九頁など。

(51)——三品彰英註(1)前掲書、一二六頁、山尾幸久註(1)前掲論文、五六～六〇頁、同註(46)前掲書、二〇〇～二一三頁、同註(2)前掲書、一一九～一二五頁。

(52)——山尾幸久『『日本書紀』と百済系史料』(『立命館文学』五〇〇、一九八七年)、三三三頁。

(53)——三品彰英註(1)前掲書、一二六頁。

(54)——池内宏註(1)前掲書、一二三～一二四頁、平野邦雄「ヤマト王権と朝鮮」(『岩波講座日本歴史』一、原始および古代一、岩波書店、一九七五年)、二三三～二三四頁、山尾幸久註(46)前掲書、二〇七頁、註(52)前掲論文、三三五頁、などの指摘によれば、同一事実の蓋然性が高い。ただし、「百済新撰」は本文が完成した後引用されており、本文は武寧王や昆支を祖とする氏族伝承を基礎とした別系統の史料に依拠していると考えられる。

(55)——三品彰英註(1)前掲書、一二八頁、古川政司「百済王統譜の一考察」(『日本史論叢』七、一九七七年)、四九頁。

(56)——拙稿註(2)前掲論文。

(57)——「百済本記」を原史料にしたと推定される『日本書紀』欽明二年四月条、同七月条、同五年十一月条には、肖古王代における百済と加耶諸国との通交開始が語られている。

(58)——『古事記』応神段には「百済国主照古王」が「横刀及大鏡」を貢上したとあり、石上神宮には七支刀が現存し、「泰和四(三六九)年」の年紀がある。

(59)——『三国史記』百済本記蓋鹵王二一(四七五)年条に木満致の南行記事がある。

(60)——山尾幸久註(46)前掲書、二〇五～二〇六頁。

(61)——田中俊明註(39)前掲書、二〇二頁によれば、『日本書紀』が三七二年に七支刀がもたらされたことも潤色で、本来は三六九年の製作と同時にもたらされたと推定

する。

(62)——朴天秀註(33)前掲書。

(63)——卓淳国の位置については、通説の大邱説もあるが、海岸部の昌原に比定する池内宏・金泰植・田中俊明説に従う。

(64)——三品彰英註(1)前掲書、一四二～一四五頁。

(65)——池内宏註(1)前掲書、六〇頁。

(66)——山尾幸久註(46)前掲書、二〇五、二〇九頁、同(52)前掲論文、三二三頁。

(67)——山尾幸久註(1)前掲論文、五九・六〇頁、田中俊明註(39)前掲書、九二～九八頁。

(68)——山尾幸久註(1)前掲論文、六〇頁。ただし、「加羅七国平定」は『日本書紀』編者による潤色であり、あくまで百済を主体とした軍事行動に倭国の軍が随伴したものを起源として記載したと推測される。なお、田中俊明註(39)前掲書、九四頁によれば「加羅七国平定」記事は、四二九年の史実としても否定すべきとする。しかしながら、「百済記」Cの記載に見える、「木満致者、是木羅斤資討_レ新羅_ニ時、娶_レ其国婦_ニ而所_レ生也。以_レ其父功_ニ、專_レ於任那_ニ」という記載は、明らかに新羅を征討した「百済記」A(神功紀六十年条)の記載を前提としている。さらに「百済記」Bの「遣_レ木羅斤資_ニ、領_レ兵衆_ニ来_レ集加羅_ニ、復_レ其社稷_ニ」とある加羅での活動との連続性や整合性を考慮するならば、Aにおける加羅での軍事活動は否定できないと考える。「百済記」全体の記述の整合性を重視するならば、加羅での木羅斤資・沙沙奴跪の活動は承認されるのではないか。

(69)——山尾幸久註(29)前掲書、一五五頁。

(70)——池内宏註(1)前掲書、六二頁によれば、「久氏

に副えられて百済へ派遣された報使か」とする。

(71)——吉田晶「七支刀の謎を解く」(新日本出版社、二〇〇一年)、拙稿註(34)前掲論文。

(72)——百済と卓淳国の交通開始、百済の將軍木羅斤資による新羅・加羅征討と社稷の回復が「百済記」ABCの主題となっている。

(73)——三品彰英註(1)前掲書、一一〇・一一一、一七八頁。

(74)——拙稿「古代日本の世界観—天下・国・都城—」(『国立歴史民俗博物館研究報告』一一九、二〇〇四年)、同「ヤマト王権の成立」註(32)前掲論文、同「アジア史のなかでのヤマト王権」(『HUMAN』〇四、平凡社、二〇一三年)、同「倭国の成立と東アジア」註(32)前掲論文。

(75)——拙稿「ヤマト王権の成立」註(32)前掲論文において、百済の朝貢と高句麗戦の勝利を重視して、神功紀の紀年を尊重する見解を述べたことがあるが、訂正しておきたい。製作と渡来年代のズレとして考える余地も残るが、その場合でも正確な年代を記録したのは「百済記」のみであり、倭国側にそうした同時代の正確な記録があったとは考えにくい。

(76)——鈴木靖民「石上神宮七支刀銘と倭国をめぐる国際関係」(『倭国史の展開と東アジア』岩波書店、二〇一二年、初出一九八三年)は、百済王権内部に東晋との関係を有する中国系人士たちが存在したことにより、入朝以前に東晋年号を使用したと考える。

(77)——鈴木靖民「加耶の鉄と倭王権についての歴史的パースペクティブ」(門脇禎二編『日本古代国家の展開』上、思文閣出版、一九九五年)。

(国立歴史民俗博物館研究部)

(2017年3月23日受付、2017年6月5日審査終了)

Basic Consideration of the Empress Zingu Period Diplomatic Article

NITO Atsushi

The “Report on the Conquest of Seven Gaya Kingdoms” in the third lunar month of the 49th year of the reign of Empress Jingū (249) in *Nihon Shoki* (*Chronicle of Japan*) has been long regarded as historical evidence of the conquest of Mimana (also known as “Imna” according to the Korean pronunciation) by the Yamato Court, backed by the objectivity of the three books of Baekje and the credibility of the Gwanggaeto Stele text. However, a review of research history and basic historical materials indicates that they are all ill-founded.

As often mentioned in *Kudara Honki* (*Original Records of Baekje*), the statement of the Baekje Dynasty in *Kudara Ki* (*Records of Baekje*) was intended to explain how the dynasty had gained influence over Gaya. With regard to the history of Baekje in the reign of King Chogo, *Kudara Ki* presents only two historical facts, (1) negotiations between Baekje and Taksun starting in the seventh lunar month of 364 and (2) following visits of delegations from Yamato and Taksun to Baekje, including an envoy named Shima no Sukune (now identified as Chikuma Nagahiko), but the following description of frequent interactions between Kute, an envoy of Baekje, and Chikuma Nagahiko, an envoy of Yamato, over three years is found to be fictitious. Aside from them, a description of the seven-branched sword given to Yamato from Baekje as a token of friendship between the two states is related to the report in the third lunar month of the 49th year of the reign of Empress Jingū. However, if the Stele text is given more credence, the first official diplomatic relations between Baekje and Yamato are considered to have started in 369. With regard to the history of Baekje in the reign of King Biyu, *Kudara Ki* contains three historical facts: (1) Mokurakonshi, General of Baekje, formed a joint army with Sachihiko from Yamato and defeated the joint army of Silla and Gaya in Taksun in 429; (2) Yamato dispatched troops led by Sachihiko and defeated Gaya in 442; and (3) Mok Nageunja fought against Yamato’s troops led by Sachihiko, in response to the request from Gaya, and defeated the opponents. It is presumed that the chronicle of Empress Jingū refers to the military action led by Baekje and participated in by Yamato to fight against Gaya and Silla as the first military mission of Yamato against Gaya by taking the trouble to assign it a date 180 years earlier than the actual time.

The above findings indicate that the “Report on the Conquest of Seven Gaya Kingdoms” was included in the chronicle of Empress Jingū by editors of *Nihon Shoki* by misrepresenting a historical

fact in the reign of King Biyu. In other words, these findings disprove that the King of Yamato dispatched his troops to fight against Silla in 369 during the reign of King Chogo.

Key words: Chronicle of Empress Jingū, seven Gaya kingdoms, Japanese Mimana Government, Kudara Ki (Records of Baekje), Chikuma Nagahiko, King Chogo